

ジュエル・ボックス・ファンド

Jewel Box Fund

日本円建クラスR 受益証券／米ドル建クラスR 受益証券（総称して「本受益証券」といいます。）

ケイマン諸島籍契約型公募外国投資信託

オープン・エンド型／追加型

管理会社: エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド

ジュエル・ボックス・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の受益証券の発行業務を行います。

2008年11月3日に設立されました。2024年6月末日現在、資本金の額は462,000米ドル（約7,441万円）、発行済株式総数は140株です。

（注）米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2024年6月28日現在の三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=161.07円）によります。

投資運用会社: TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

本ファンドの資産の投資運用業務を行います。

受託会社: エイペックス・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド

本ファンドの受託業務および資産保管業務を行います。

管理事務代行会社: エイペックス・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド

本ファンドの管理事務代行業務を行います。

代行協会員: キャピタル・パートナーズ証券株式会社

本ファンドに関する代行協会員業務を行います。

日本における販売会社: キャピタル・パートナーズ証券株式会社、JIA 証券株式会社

本ファンドの受益証券の販売及び買戻（換金）の取扱業務を行います。

（注）日本における販売会社は、他の金融商品取引業者又は登録金融機関を販売・買戻取扱会社として随時指名する場合があります。以下、日本における販売会社と販売・買戻取扱会社を併せて、「販売取扱会社」といいます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

投資者の皆様には、投資信託説明書（請求目論見書）記載の詳細な開示情報をお読みになることをお勧めします。

- この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合には、販売会社にご請求いただければ販売会社を通じて交付されます。なお、ご請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされておりますのでご留意ください。
- EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。
- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月6日に関東財務局長に提出しており、2024年9月22日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドの受益証券の価格は、本ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか、為替相場の変動による影響を受けますが、これらの運用又は為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。

ファンドの目的・特色

投資戦略

投資目的を達成するため、投資運用会社は、本ファンドの資産を、主にプライベート・マーケット又はオルタナティブ戦略の投資先ファンドに投資します。

各クラスに関連する投資先ファンドのポートフォリオを組成するにあたり、投資運用会社は、本ファンドのリターンが市場変動の影響を受けることを極力避けるため、伝統的なアセット・クラス（例えば上場株式又は債券）と低相関を維持することを目指します。また、投資運用会社は、投資先ファンドの投資戦略及び投資先地域を分散することで安定的なリターンの獲得を目指します。

また投資運用会社は、その複雑さや専門性の高さ、またそれらのソーシング、デューデリジェンスやモニタリングに必要な専門知識がないために、これまで一般の投資家にとってアクセスが困難であった、高度な投資戦略へのエクスポージャーを提供するよう努めます。

投資運用会社は、本ファンドのために、世界各国の熟練したファンドマネージャー及び／又は独自の戦略を追求するファンドマネージャーを調査・特定し、それらに対して精緻なデューデリジェンスを実施します。

また、投資運用会社は、投資対象のファンドに対して継続的なモニタリングを行い、その裁量で各資産ポートフォリオにおける投資対象ファンドの入れ替えや配分の変更を適宜行います。

本ファンドは、それぞれの投資戦略に特化し専門知識を有する各投資先ファンドのマネージャーのスキルと経験、また、投資家のため「ゲートキーパー」として投資先ファンドのソーシング、精査、モニタリングを行う本ファンド投資運用会社の専門性から来る便益を、投資家に還元するものです。

ファンドの主な投資制限

本ファンドの資産の投資に関して、本ファンドは、下記の投資制限に従います。

⑨他の集団投資スキーム（又は同様の分散投資）の株式、受益証券又は他の持分への投資のみを行い、それ自体は集団投資スキーム（又は同様のもの）ではない発行体により発行された株式、債券その他の有価証券への直接投資を行いません。

⑩常に（本ファンドの純資産価額が最初に 20,000,000 米ドルを超えた後）、最低3つの投資先ファンドに投資し、1ファンドへの割当は本ファンドによる投資又はコミットメント時点での総純資産価額の50%を超えないようにします。

また、一つ又は複数のクラスに割り当てられる各資産ポートフォリオに関し、本ファンドは、当該クラスの純資産価額合計の20%を上限として現金及び現金同等物を保有することができます。ただし、当該クラスに関して、申込金の受領と買戻代金の支払及び投資先ファンドへの申込代金の支払と投資先ファンドからの買戻代金の受領のタイミングが合わないことにより、一時的に当該上限を超えることがあります。

上記を制限することなく、本受益証券には以下の追加の投資制限が適用されます。

(a) 本ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後に本ファンドの純資産価額を超えることとなる場合に、有価証券の空売りを行うことはできません。

(b) 借入れの結果、借入れの未返済総額が純資産価額の10%を超えることとなる場合には、借入れを行うことはできません。ただし、特別な状況（他のファンド、投資ファンド又はその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られません。）においては、かかる制限を一時的に超えることができます。

(c) 投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得することはできません。（上記の百分率の計算は、買付時点基準又は時価基準のいずれかによることができます。）

(d) 非上場又は即時に換金できない投資対象を取得した結果、本ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られる純資産価額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得することはできません。（上記の百分率の計算は、買付時点基準又は時価基準のいずれかによることができます。）

(e) 投資対象の買付、投資の実行又は追加により、本ファンドの資産価値の50%超が、金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に該当しない資産で構成されることとなる場合、当該買付、投資の実行又は追加を行うことはできません。

(f) 本ファンドの主な投資対象以外への投資を行うことはできません。

(g) (i) 管理会社自身又は管理会社の取締役を相手方として取引を行うこと、(ii) 管理会社又は本ファンド若しくは受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行うこと、(iii) 受益者の利益を害するか、又は、本ファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社又は受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。）を行うことはできません。

下記(h)から(k)について、本ファンドは、投資先ファンドに投資する場合、ルックスルーベース（関連するエクスポージャーが関連する投資先ファンドの各原資産に基づいて計算されることをいいます。）で遵守します。

ファンドの目的・特色

- (h) 同一の会社の株式又は同一の投資信託の受益証券の保有価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が、本ファンドの純資産価額の 10%を超えることとなる場合（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）、当該会社の株式又は当該投資信託の受益証券を保有することはできません。
- (i) 同一のカウンターパーティーを相手方とするデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が、本ファンドの純資産価額の 10%を超えることとなる場合（かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかるポジションを保有しないものとします。
- (j) 同一の法主体によって発行され、組成され、又は引き受けられている(a)有価証券（上記(h)に記載される株式又は受益証券を除きます。）、(b)金銭債権（上記(i)に記載されるデリバティブを除きます。）及び(c)匿名組合出資持分（以下これらを「債券等エクスポージャー」といいます。）の保有価額が本ファンドの純資産価額の 10%を超えることとなる場合（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかる有価証券、金銭債権及び匿名組合出資持分を保有しないものとします。
- (k) 同一の発行体又はカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ・エクスポージャーの合計が本ファンドの純資産価額の 20%を超えることとなる場合に、当該発行体に対するポジション又は当該カウンターパーティーを相手方とするポジションを保有しないものとします。
- (l) 金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引及び類似取引（新株予約権証券、権利証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引を含みます。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、本ファンドの純資産価額の 80%を超えないものとします。上記の目的において、「内部管理モデル方式（VaR方式）」及び「自己資本比率規制」は、金融庁告示に定める意味を有します。
- (m) 不動産又は現物商品への直接投資は行いません。
- (n) 本ファンドの指定された銀行口座以外の口座において余剰現金を保有しないものとします。
- (o) 他の者に対しての貸し付けを行いません。

分配方針

本ファンドの投資目的は、資本増価の最大化であり、その投資から派生した収益や利得が分配金として分配されることは想定されていません。ただし、受託会社が適切と判断した場合に、将来いずれかの時点で分配を宣言することを妨げるものではありません。本ファンドに関して分配が宣言される範囲において、本信託証書に準拠して支払いがなされます。

追加的記載事項

投資対象ファンドについて

本ファンドの投資先ファンドは、将来的に変更の可能性があります。

ファンドの目的・特色

投資信託は、預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、損失を被り、元本を割り込むことがあります。本ファンドの運用による損益および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様
に帰属します。

受益証券1口当たり純資産価格の変動要因

- ・ 本ファンドは、銀行口座に預託されている現金を除くその資産を、他の投資先ファンドに投資します。投資先ファンドの成果は、当該ファンドの運用会社及び専門スタッフの能力に依拠しており、本ファンドの成果は、投資運用会社が当該運用会社を特定し、成果が見込める投資セクター及び投資戦略を識別できるか否かに依拠します。
- ・ 投資先ファンドに組み入れられた資産の値動きによる本ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動及び為替の変動により、損失を被ることがあります。
- ・ 本ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、為替リスク、カウンターパーティーリスク、流動性リスクを含む投資戦略に関連するリスク及び一般的なリスクがあります。投資を予定する者は、本ファンドへの投資が自身に適切であるかを判断する際に、特に以下の要因を慎重に検討する必要があります。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

< 投資戦略に関連するリスク >

複数段階の報酬

本ファンドが投資する投資先ファンドは、運用報酬及び／又は成功報酬を請求することが予想されます。その結果、本ファンド（及び間接的に本ファンドの投資者）は複数段階で運用報酬を負担することになり、それには成功報酬が含まれることもあり、報酬の総額は、単一の運用会社が運用する投資において一般的に課される報酬を超える結果となる可能性があります。ある投資先ファンドが、その目標とする運用成績が達成された場合に支払われる成功報酬を課す場合、それはファンドの他の投資対象には関係なく課されるので、投資者は、本ファンドのポートフォリオ全般が下落している期間でも、成功報酬を間接的に負担しなければならない可能性があります。

投資先ファンドの独立した運用会社

一般的に、投資先ファンドの運用会社は、相互に完全に独立して投資を行います。時に、運用者は、経済的に相殺されることがあるポジションを保有します。運用会社が経済的に相殺するポジションを実際に保有する範囲で、ポートフォリオは、全体としてみた場合、費用が発生しているにもかかわらず、何らの利益も損失も達成できないこととなります。複数の運用会社を用いることには各投資先ファンドの投資対象に関連するリスクの他に、運用会社の分散化による競合等のリスク、投資先ファンドの情報及び純資産価額が入手できない可能性、追加費用、不正行為、流動性及び投資可能性が限定的であること等のリスクもあります。

カウンターパーティーリスク及び決済リスク

投資運用会社又は本ファンドの投資先ファンドが行う一部の投資は、その性質上、取引相手方の債務履行能力に依存します。かかる当事者が、何らかの理由により債務を履行できなかった場合、本ファンドは損失を被ることがあります。そのため、本ファンドは、本ファンド又は本ファンドの投資先ファンドの取引相手方の信用リスクにさらされます。また本ファンドは、清算機関及び取引所による清算不履行リスクも負います。カウンターパーティーによる不履行又は清算の不履行は、本ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。投資運用会社は、信用力が高いと考えるカウンターパーティーとのみ取引を行う予定ですが、カウンターパーティーが債務不履行に陥らないという保証及び本ファンドが取引で損失を被る結果にならないという保証はありません。さらに、限定的な数のカウンターパーティーとの間に取引が集中することによって、本ファンドの損失の可能性が拡大する可能性があります。投資運用会社は、投資先ファンドが契約するカウンターパーティーに対するコントロールを有しません。

通貨変動リスク

投資運用会社は、通常、為替ヘッジ取引を行い、またその他本ファンド及び各クラスが直面する当該通貨変動リスクの低減を追求します。本ファンドが本ファンドの基準通貨又は関連するクラスの運用通貨以外の通貨建ての資産に投資する場合、投資運用会社は、常にはないものの、当該通貨変動リスクを回避することを追求します。投資運用会社は、また、本ファンドの基準通貨と関連するクラスの運用通貨が異なる場合には、当該通貨変動をヘッジすることができます。かかる回避が成功するかについては何らの保証も存在しません。当該ヘッジにかかる費用、利益、又は損失は、そのヘッジがなされたクラスにのみ配分されます。また、投資先ファンドの資産は米ドル以外の通貨で表示されている場合があり、投資先ファンドの運用通貨と投資先ファンドの投資の表示通貨との間の為替レートの変動により、投資先ファンドの運用通貨の価値が変動する可能性があります。通貨価値に影響を与える要因としては、貿易収支、短期金利の水準、異なる通貨建ての類似資産の相対的価値の差、投資と値上り益に対する長期的な機会及び政治情勢などがあります。

ファンドの目的・特色

デリバティブ商品

投資運用会社は、様々なデリバティブ商品（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ及びボラティリティがあり投機的なその他のデリバティブを含みます。）を利用する投資先ファンドに投資することがあります。ポジションによっては、急激かつ大きな時価の変動にさらされることがあり、その結果、損益の金額が変動します。デリバティブ商品の利用には、価格の決定、評価又はポジションの清算が困難であるというリスク、デリバティブ商品の価格変動とヘッジ対象である原投資資産の価値が連動しないというリスク、レバレッジ利用による損失の拡大、及びカウンターパーティーリスクを含む様々なリスクを伴います。

ヘッジ

投資先ファンドは、一般にリスク管理を目的として、様々な金融商品を利用することがありますが、特定のヘッジが適切である保証及び一定のリスクが正しく測定される保証はありません。さらに、投資先ファンドは、リスク軽減の目的でヘッジ取引を行う場合がありますが、かかる取引の結果、当該ヘッジ取引を行わなかった場合よりも、当該投資先ファンドの全体的なパフォーマンスが低下し、リスクが（軽減されずに）増大する可能性があります。投資先ファンド毎に異なるヘッジ戦略が採用される可能性があり、その結果、本ファンドの段階において、これらの影響が抑制又は拡大される結果となる可能性があります。

エクイティ証券への投資

投資先ファンドの資産は、一般に、発行体の資本構成において最も下位にある普通株式及び類似のエクイティ証券に投資される可能性があります。その場合、通常、発行体の資産に対するすべての上位債権が完済された後の残余資産（もしあれば）に対して権利を有します。普通株式の保有者は通常、発行体の業務執行等決定機関が宣言した場合にのみ、その宣言された範囲内で、発行体の上位証券の利息、配当及びその他の要求される支払が行われた後に残る充当可能な収益又はその他の資産から配当を受け取る権利を有します。ワラント及び新株購入権は、その保有者に対して、その他の持分証券を取得する権利を付与する証券であり（義務付けるものではありません）、発行体の資産に対する権利を表章するものではありません。その結果、ワラント及び新株購入権は、その他の種類のエクイティ証券への投資よりも投機的であるとみなされる可能性があります。

新規公開株への投資

投資先ファンドの資産は、新規株式公開によって発行される企業の証券に投資されることがあります。かかる証券は、多くの場合、より確立されている大手の公開株式会社よりも潜在的に高い収益及び売上の成長の可能性があり、従って、株価が大きく上昇する可能性があります。ただし、かかる企業は、事業サイクルの初期段階にあり、業歴が限られているという点で、当該証券に付随するリスクは高くなる可能性があります。

市場リスク及び流動性リスク

投資先ファンドの運用会社が価格の動きを正確に予測できるという保証はありません。投資先ファンドは、ロング・ポジション及びショート・ポジション又はその他の方法を利用することにより、市場リスクの軽減を試みる場合がありますが、常に一定程度の（時に重大な程度の）市場リスクが存在します。

本ファンドは、関連する投資先ファンドが十分な流動性をもって取引することができない又は証券を売却又は取得する際において市場における十分な需要又は供給の欠如若しくは取引制限によって取引することができないことで、本ファンドが投資する投資先ファンドを通じて、流動性リスクにさらされる場合があります。例えば、投資先ファンドが、流動性のある市場に投資することができる場合であって、ポジションを清算することが不可能になるか又はそのための費用が高くなる場合があります。その結果、多額の取引費用が生ずる場合があります。純資産価格が下落し損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。かかる状況における損失発生危険性に加えて、本ファンドが適時に投資先ファンドからの償還ができるかは、投資先ファンドの資産の流動性の損失により影響を受けることがあります。

空売り

投資先ファンドは、その全額がカバーされている又はカバーされていない空売りを行う場合があります。空売りした証券の市場価格が上昇を続けた場合には、理論上、空売りの損失額は無限に拡大する可能性があります。

小規模企業又は未成長企業

投資戦略の実施において、投資先ファンドは、時価総額が中小規模である企業の証券に投資する場合があります。かかる証券は多くの場合、著しい潜在的値上がりの可能性を提供する一方、一部の企業の証券、特に時価総額が低い企業の証券は、ある点において、大規模な企業の証券への投資よりも高いリスクを伴います。

< 一般的なリスク >

ブローカーの支払不能リスク

投資運用会社は、外国為替ヘッジ取引及び他の取引所取引上場先物及び証券取引の清算及び決済のために、プライム・ブローカー及び複数の清算ブローカーのサービスを利用する可能性があります。これらのブローカーのうちいずれかが支払不能に陥った場合、かかるブローカーによって保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。

投資ファンドの事業リスク及び規制リスク

本ファンドの存続期間中に、ファンドに悪影響を及ぼすような法律上、税制上及び規制上の変更が行われる可能性があります。規制当局、自主規制機関及び取引所は、市場に緊急事態が発生した場合に、臨時措置を取る権限を付与されています。デリバティブ取引及びかかる取引に従事する投資ファンドに対する規制は、発展途上の法分野であり、政府の規制や司法判断により変更されることがあります。将来行われる規制の変更がファンドに与える影響は、重大で不利なものとなる可能性があります。

投資運用会社及びキーパーソンへの依存

本ファンドの投資活動は、投資運用会社の本ファンドを運用する継続的な能力及び投資運用会社の一定の投資プロフェッショナルの経験及び専門性に依拠しています。いずれかの投資プロフェッショナルの役務提供が失われた場合には、本ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

大量買戻しの潜在的影響

本受益証券の大量買戻しが生じた場合、投資運用会社は、買戻しの資金に必要な現金を調達するために当初の想定よりも早くポジションを清算せざるを得なくなり、有利な条件でポジションを清算することが困難となる可能性があり、その結果、損失又は純資産価額の減少が発生することがあります。また、複数のポートフォリオが同一又は類似の資産に投資される場合、投資運用会社は、本ファンドが当該資産を処分する能力の制限について、ポートフォリオ間でバランスを取ることを求められる可能性があります。ポートフォリオ資産を決済することが賢明ではないと投資運用会社が判断する場合、受託会社は、本受益証券の買戻代金の支払を行うために必要な現金を借り入れることが認められます。投資運用会社には、かかる借入れの返済の担保としてポートフォリオの資産を抵当に入れる権限が付与されています。これらの状況において、継続的な受益者は、本ファンドの資産の価額がその後下落するリスクを負います。

※受益証券への投資に伴うリスク要因は、上記に掲げられたリスク要因に限られません。詳細は、請求目論見書をご確認ください。

その他の留意点

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 受益者が本受益証券の95%以上の買戻しを行う場合、本ファンドは、買戻代金の最大5%について当該買戻日に関して計算される純資産価額の変更に対するリザーブとして買戻しを保留することができます。受託会社は、投資運用会社と協議の上で、買戻手取金を留保するか、何パーセント留保するかについて決定します。かかる留保は、買戻価格の減額とはみなされません。
- ・ ある買戻日について、合計で、関連するクラスの純資産価額の25%を超える受益証券の買戻請求を受領した場合、管理会社は、当該買戻日に本受益証券の買戻しを請求している受益者の間で当該買戻請求を按分比例により縮減し、買戻しを実施することができます。買戻請求の充足されていない部分は、翌買戻日に繰り越されます。買戻請求は、4回を超えて繰延されることはありません。
- ・ 買戻請求書は、原則として、該当する買戻日の関連評価日の少なくとも65暦日前に到来するファンド営業日の午後5時（日本時間）までに、管理事務代行会社が受領する必要があります。

リスクに対する管理体制

投資運用会社では、本ファンド・オブ・ファンズのリスク管理に際し、投資先ファンドのマーケットリスクについてはインベストメント・デューデリジェンスの一環として、システムリスクやオペレーショナルリスク、リーガル／レギュラトリック等についてはオペレーショナル・デューデリジェンスの一環として投資前に精査するほか、投資後もモニタリングを行います。その結果、問題が認められれば投資先ファンドに改善を促し、改善が認められない場合は解約し、別の投資先ファンドに入れ替える等の措置を採ります。なお、上記は投資政策委員会においても報告、審議されます。

(注1) リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

ファンドの目的・特色

参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

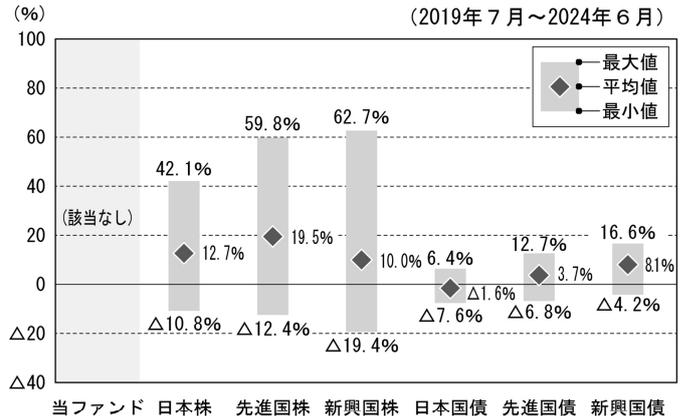
<円クラス>

ファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース) ・年間騰落率の推移

本受益証券は、2024年10月18日から運用を開始するため、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、過去5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所
外国法共同事業が作成

- ※1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格及び実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※本ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出するものです。本受益証券は、2024年10月18日から運用を開始するため、運用開始から1年未満の時点では年間騰落率は算出されません。
- ※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

<各資産クラスの指数について>

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)
- 日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(円ベース)
- 先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(円ベース)
- 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証又は示唆するものではありません。

ファンドの目的・特色

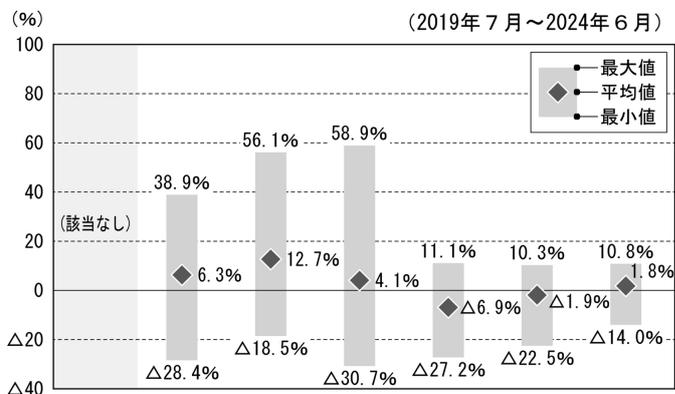
<米ドルクラス>

ファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース) ・年間騰落率の推移

本受益証券は、2024年10月18日から運用を開始するため、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、過去5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国国債 新興国国債

(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所
外国法共同事業が作成

※1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格及び実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※本ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出するものです。本受益証券は、2024年10月18日から運用を開始するため、運用開始から1年未満の時点では年間騰落率は算出されません。

※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証又は示唆するものではありません。

運用実績

本受益証券は、2024年10月18日から運用を開始するため、該当事項はありません。なおファンドにベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申し込みメモ

<p>購入(申込) 期間</p>	<p>当初申込期間: 2024年9月24日(火) から 2024年10月17日(木) まで 継続申込期間: 2024年10月18日(金) から 2025年6月30日(月) まで (注) 申込期間は、継続申込期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。</p>
<p>購入(発行) 価格</p>	<p>当初申込期間(2024年9月24日から2024年10月17日まで): 日本円建クラスR受益証券について、受益証券1口当たり1,000円 米ドル建クラスR受益証券について、受益証券1口当たり10米ドル 継続申込期間(2024年10月18日から2025年6月30日まで): ファンド買付日の直前の評価時点に計算される該当クラスの本受益証券の1口当たり純資産価格 (注1)「ファンド買付日」とは、原則として、各暦月の最初のファンド営業日をいいます。以下同じです。 (注2)「ファンド営業日」とは、原則として、ケイマン諸島、日本及び上海の銀行が通常の銀行業務のために営業している日(土曜日、日曜日又は法定の祝祭日を除きます。)をいいます。以下同じです。 (注3)「評価日」とは、原則として、各ファンド買付日及び各買戻日直前のファンド営業日をいいます。以下同じです。 (注4)「評価時点」とは、各評価日において最後に営業を終了する各資産ポートフォリオに関連する市場の取引終了時点をいいます。以下同じです。</p>
<p>購入(申込) 単位</p>	<p>当初申込期間(2024年9月24日から2024年10月17日まで): 日本円建クラスR受益証券について、100万円以上及び1,000円単位 米ドル建クラスR受益証券について、10,000米ドル以上及び10米ドル単位 継続申込期間(2024年10月18日から2025年6月30日まで): 日本円建クラスR受益証券について、100万円以上及び1円単位 米ドル建クラスR受益証券について、10,000米ドル以上及び1セント単位 (注1) 申込みは日本円建クラスR受益証券については日本円、米ドル建クラスR受益証券については米ドル単位で行われ、該当する本受益証券1口当たりの価格で計算された口数の受益証券が割り当てられます。 (注2) 上記の追加最低申込金額は、分配金の再投資には適用されません。</p>
<p>購入(申込) 代金</p>	<p>当初申込期間(2024年9月24日から2024年10月17日まで): 投資者は、当初申込期間の最終日までに申込金額及び申込手数料を販売会社に支払います(販売会社又は販売取扱会社が投資者との間で別途取り決める場合を除きます。) 継続申込期間(2024年10月18日から2025年6月30日まで): 投資者は、該当するファンド買付日の直前の評価日の10ファンド営業日前までに申込金額及び申込手数料を販売会社に支払います(販売会社又は販売取扱会社が投資者との間で別途取り決める場合を除きます。) (注) 申込代金は、「外国証券取引口座約款」及び当該約款の変更契約に従い、日本円建クラスR受益証券については日本円、米ドル建クラスR受益証券については米ドルで支払うものとします。 ※申込手数料については、12頁の「ファンドの費用」をご参照ください。</p>
<p>購入(申込) 締切時間</p>	<p>当初申込期間(2024年9月24日から2024年10月17日まで): 原則として、当初申込期間の最終日までに販売会社が受付けた買付申込みを本ファンドの当初申込期間の受付分として取り扱います。 継続申込期間(2024年10月18日から2025年6月30日まで): 原則として、該当するファンド買付日の直前の評価日の10ファンド営業日前の日までに販売会社が受け付けた買付申込みを当該暦月の受付分として取り扱います。当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買付申込みは、翌暦月の受付分として取り扱いません。</p>

手続・手数料等

換金 (買戻) 単位	1口以上1口単位とします。
換金 (買戻) 価格	<p>該当する買戻日の直前の評価日の評価時点における該当するクラスの本受益証券1口当たり純資産価格</p> <p>(注)「買戻日」とは、原則として、各暦四半期第1ファンド営業日(各年の1月、4月、7月及び10月それぞれ)の第1ファンド営業日をいいます。以下同じです。</p>
換金 (買戻) 代金	<p>買戻代金は、通常、買戻日後45ファンド営業日以内に、又はこれより遅い場合は管理事務代行会社が要求したすべての未提出の書類が受領されてから速やかに、受益者のリスク及び費用負担で、電信送金により現金で支払われます。現金による支払いは、買戻される本受益証券の運用通貨建で行われます。</p> <p>いかなる場合も、買戻代金の第三者への支払い又は第三者の口座への振込みは行われません。</p>
換金(買戻)の申込締め切り時間	<p>原則として、買戻日の関連する評価日の少なくとも65暦日前のファンド営業日の午後5時(日本時間)までに販売会社が受け付けた買戻請求を、当該月の受付分として取り扱い、当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買戻請求は、翌四半期の受付分として取り扱います。</p>
換金 (買戻) 制限	<p>10,000米ドル(又はその日本円相当額)未満の本受益証券1口当たりの純資産価格の合計額の買戻請求、又は受託会社が定めたこれより低い額の買戻請求については、一般的に又は特定のケースにおいて、拒絶することができます。</p>
購入・換金(買戻)申込受付の中止及び取消し	<p>受託会社は、以下の期間の全部又は一部について、管理会社、投資運用会社及び管理事務代行会社と協議の上いつでも、純資産価額の計算、本受益証券の発行、買戻し又は買戻代金の支払を延期又は停止することができます。</p> <p>(a) 本ファンドの投資対象の重要部分が取引されている証券取引所が通常の休日以外に閉鎖している期間又は当該取引所における取引が制限若しくは停止されている期間</p> <p>(b) 本ファンドが投資する投資先ファンドが、その形式を問わず支払の遅延又は繰延べ(決済の遅延、制限又は停止条項を含む)を実行している期間</p> <p>(c) 緊急事態の結果、(i)本ファンド又は本ファンドの投資先ファンドが所有する投資対象の重要部分の処分が合理的に実行不可能であり、受益者の利益を著しく損なう可能性がある場合、又は(ii)本ファンドがその純資産価額を公正に決定することが合理的に実行不可能である場合</p> <p>(d) 本ファンドが、すでに受理されているいずれの買戻請求も、該当するクラスの運用通貨をもって合法的に充足させることができない期間</p> <p>(e) 本ファンドの投資対象の重要部分の価格の決定に際し通常用いる通信手段に故障が生じている期間</p> <p>(f) 疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、社会不安、暴動、ストライキ若しくは天災により、又はこれに起因して、管理会社、投資運用会社又は管理事務代行会社の本ファンド又は本ファンドの投資先ファンドに関する業務の運営が、実質的に中断又は閉鎖されている期間</p> <p>(g) 受託会社が、本ファンドの解散を決議した場合</p> <p>管理事務代行会社は、かかる停止に関する宣言を受益者に通知するものとし、かつ、当該停止期間の終了した時も受益者に通知を行うものとします。</p>
信託期間	<p>原則として、2022年3月18日(本ファンドの設定日)から149年経過した日に終了します。</p>

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入(申込)手数料	日本における申込手数料は、申込金額の3.3% (税抜3.0%) を上限とし、販売会社が定めます。 (注) 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。 本ファンド及び関連する投資環境の説明及び情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
換金(買戻)手数料	発行後1年を経過していない本受益証券の買戻しには、5%の買戻手数料が買戻価格から控除されます。

投資者が受益証券の保有期間中に信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (管理報酬等)

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
受託報酬	受託会社	本ファンドの受託業務	純資産価額の0.02%及び年額15,000米ドルのいずれか大きい方の額
管理報酬	投資運用会社	ファンド資産の投資運用業務	純資産価額の1.1%の12分の1 (毎月計算、四半期毎に米ドルにより後払い) ※業績連動報酬は無し
管理会社報酬	管理会社	本受益証券の発行及び管理会社業務	年額35,000米ドル
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	本ファンドの管理事務代行業務	純資産価額に基づく慣行上一般的な額 (毎月計算、四半期毎に後払い)
代行協会員報酬	代行協会員	受益証券の1口当たり純資産価格の公表等の日本証券業協会が関連規則に定める代行協会員業務	年額で純資産価額の0.1% (毎月計算、四半期毎に後払い)
販売報酬	販売会社	日本における受益証券の販売及び換金(買戻)の取扱業務	各クラスの純資産価額の年率0.8% (毎月計算、四半期毎に後払い)

その他費用・手数料	上記の報酬に加えて、以下を含みますが以下に限定されない、その投資活動及び運営に付随するその他すべての費用がファンド資産から控除されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期費用及びそれに付随する費用 ・ 売買委託手数料、有価証券の売買に関する費用 ・ 借入に係る利息 ・ 投資運用サービスの提供に関連して投資運用会社に発生した費用 ・ 本ファンドによって任命されたカストディアン、エスクロー・エージェントその他投資に関するサービス提供者の報酬及び費用 ・ 法務、一般管理、会計、税務、監査及び保険の費用 ・ 政府又は当局に支払うべき全ての税金及び法人の費用 ・ 受益者集会の全費用、財務諸表その他の報告書、目論見書の作成、印刷、交付を含む投資者向けサービスに関する費用 ・ 規制遵守に関する費用 ・ 訴訟その他の特別費用 ※その他費用・手数料は、実費としてファンド資産から控除されます。 ※その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。
-----------	--

投資先ファンドの管理費用等

本ファンドの投資対象である投資先ファンドにおいて、別途運用報酬および成功報酬等が計上され、投資先ファンドの基準価額に反映されます。投資先ファンド毎にそれらの報酬は異なり、特に成功報酬はその時々のパフォーマンスにより変動するため予め金額や料率を表示することはできません。本ファンドは、これらの運用報酬および成功報酬等を間接的に負担します。
(注) 本ファンドの投資先ファンドは、将来的に変更の可能性があります。

※ 上記手数料等の合計額については、投資者の皆様のご購入金額やファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

ファンドの費用・税金

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人のお客様に適用される源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び住民税	配当所得として課税されます。 分配金に対する源泉徴収税率は、20.315% (所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%) (2038年1月1日以降は 20%(所得税 15%、住民税 5%)となります。)
換金(買戻し)時 および償還時	所得税及び住民税	譲渡所得として課税されます。 譲渡益に対する源泉徴収税率は 20.315% (所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%) (2038年1月1日以降は 20%(所得税 15%、住民税 5%)となります。)

- * 譲渡益とは、換金(買戻し)時又は償還時の価額から取得価額を控除した利益をいいます。
- * 上記は 2024 年 6 月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 法人の投資者は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

